

措置通知書

財務部 資産経営課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 公衆電話業務委託契約に係る受託手数料について、佐世保市財務規則第 62 条で「…主管に係る歳入について、…調定しなければならない。」と規定されているにもかかわらず調定していなかった。</p> <p>② 本庁舎・すこやかプラザ等監視及び警備業務委託業者が行う高砂駐車場使用料収納等業務において、佐世保市財務規則第 84 条第 1 項で「…委託に係る歳入及び委託の内容(年度)を記載した証票を毎年度当初に作成し、これを徴収受託者等に交付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、証票の交付を行わないまま収納等業務をさせていた。</p> <p>③ アルファ広告看板設置使用料において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第 2 条第 1 項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していなかった。</p>	<p>公衆電話料金の収入支出は、これまで歳計を通さず、集金した電話料を一括して個別の預金通帳に入金し、NTT への支払いは委託手数料を差し引いた金額で、自動引き落としにより処理していました。</p> <p>通帳管理としていた過去からの委託手数料を諸収入(雑入)で歳入調定するとともに、令和元年 12 月分以降は集金した電話料を諸収入(雑入)で歳入調定及び収入し、NTT 支払い分については、役務費(電信電話料)から支出することとしました。</p> <p>今回の契約期間の当初(平成 27 年 7 月)から、証票を徴収受託者に交付しておりませんでした。</p> <p>今年度分につきましては、令和元年 11 月 1 日付けで、交付しております。今後は、同様の事例が発生しないよう、チェックシートの作成や内部モニタリングに準じる形での定期的なチェックなど、契約時や年度当初に作成すべき書類等を確認するよう、周知徹底しました。</p> <p>令和元年度の使用料収入事務において、納期限が 4 月 26 日であったことから、2 件について 5 月 16 日に督促状を発送する必要があったものの、失念により電話催告のみ行っていたものです。</p> <p>2 件の債権については、9 月 24 日及び 10 月 1 日に納付されました。</p> <p>関係職員に対する債権管理の意識付けのため、債権ごとの納期限管理表を作成するとともに、周知徹底を図りました。</p>

措置通知書

財務部 資産経営課

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 契約事務</p> <p>① アルファビル空調機改修工事に伴う冷媒回収破壊業務委託契約（請書）において、佐世保市文書規程第 33 条第 1 項で「…契約…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りではない。」と規定されているにもかかわらず、業務委託の審査対象外指定文書と誤って工事請負の指定様式により処理していた。</p> <p>3. 財産管理事務</p> <p>① 土地売り払いにかかる一般競争入札において、佐世保市財務規則第 167 条第 1 項で「一般競争入札により契約を締結しようとする場合には、その競争に参加しようとする者をして、その者の見積もりに係る入札金額…の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札前に納付させなければならない。」と規定されているにもかかわらず、公告文に参考価格の 100 分の 5 の額（定額）を入札保証金として納付するよう記載していた。</p>	<p>令和元年度の業務委託契約事務において、業務委託用である審査対象外指定第 293 号の請書を使用しなければならないところ、誤って、工事請負用の審査対象外指定第 209 号の請書を使用していたもので、決裁ラインにおける確認が不十分であったことによるものです。</p> <p>審査対象外指定文書（審査対象外指定文書一覧）については、決裁時等における確認を徹底することとしました。</p> <p>令和元年度の公有財産の売却事務において、誤って入札保証金の額を「参考価格」の 100 分の 5 としていたものです。</p> <p>このため、入札保証金は「各自の入札額（見積金額）の 100 分の 5 以上の額」とするよう、記載内容の見直しを行いました。</p> <p>なお、再度入札となった場合においても、当初納入した入札保証金が再度入札額の 100 分の 5 に達しない場合は、差額分を納付するよう記載内容を見直しました。</p>

措置通知書

財務部 資産経営課

報告を受けた事項	措置状況
<p>② 普通財産賃貸借契約において</p> <p>ア 佐世保市財務規則第 138 条で「…随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく、…契約書を作成しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、契約期間が平成 31 年 3 月 31 日で満了した物件について、契約書を作成しないまま、継続して使用させているものがあった。</p> <p>イ 平成 25 年 4 月 1 日付財務部長通知「公有財産貸付（使用）料の減免基準」に定める減免基準のいずれにも該当しない事由を理由として、課長代決で使用料を減免しているものがあった。</p>	<p>普通財産賃貸借契約の更新事務において、契約保証人が見つからないなど、賃借人の理由により、6 件について契約の締結ができていなかったものです。</p> <p>これら 6 件については令和 2 年 4 月 3 日までに契約（追認の約款を含む）を締結しました。</p> <p>契約期間が平成 31 年 3 月 31 日までである普通財産賃貸借契約の更新事務において、契約始期（平成 31 年 4 月 1 日）までに、契約に至る経緯の調査や賃借人との協議・調整を行うことができなかったことから、引き続き、従来 of 減免割合を採用し課長代決としていたものです。</p> <p>現行の減免基準に適合していない案件につきましては、現在の貸付期間において減免割合を継続すること、また、次回更新までに適正な減免割合に改めることについて令和 2 年 1 月 14 日に市長決裁により処理を行いました。</p>

措置通知書

財務部 資産経営課

報告を受けた事項	措置状況
<p>ウ 佐世保市財務規則第 209 条第 1 項で「普通財産を貸し付ける場合には、…資格を有する 2 人の連帯保証人をたてさせなければならない。」と規定されているにもかかわらず、資格審査をしていない者を連帯保証人として取扱い、貸付けを行っていた。</p>	<p>平成 30 年度末（平成 31 年 4 月 1 日契約）の普通財産貸借契約の更新事務において、連帯保証人の支払能力に関する確認を失念していたものです。</p> <p>本件に関しましては、連帯保証人の住民票及び所得証明書もしくは固定資産税名寄帳を提出いただき、連帯保証人の資格を有することを確認しました。</p> <p>そのうち一部の契約更新において、財務規則第 209 条第 2 項第 4 号の規定（市長が特に必要でないと認めたとき）に基づき、令和 2 年 5 月 8 日に市長決裁により連帯保証人を免除しました。</p> <p>また、平成 29 年度末（平成 30 年 4 月 1 日契約）の普通財産貸借契約の更新事務において、市外居住者を連帯保証人として認めていたものです。</p> <p>市外事業者等との契約においては、市内事業者等から連帯保証人を確保することが困難なケースがあったため、令和 2 年 6 月 11 日に財務規則を改正し、個別審査により判断ができるよう改めました。</p>
<p>エ 佐世保市財務規則第 210 条で「貸付期間満了後引続き貸付期間の更新を受けようとする者に対しては、普通財産借受更新申請書により契約期間満了前 30 日までに、市長に申請させなければならない。」と規定されているにもかかわらず、期限までに更新申請書を提出させていなかった。</p>	<p>平成 29 年度末の普通財産貸借契約の更新事務において、財務規則の規定を確認することなく事務を進めていたことにより、申請書の提出期限を平成 30 年 2 月 28 日までとすべきところ、誤って平成 30 年 3 月 20 日までとしていたものです。</p> <p>今後は、業務計画の進捗管理を徹底するよう周知徹底しました。</p>